

# 仕 様 書

この仕様書は、愛媛県立宇和島東高等学校震災被害修繕業務について規定する。

## 1 業務名

愛媛県立宇和島東高等学校震災被害修繕業務

## 2 業務内容

愛媛県立宇和島東高等学校（以下、「学校」という。）の震災被害箇所について修繕する。

※詳細は修繕内訳書のとおり

### 【主な改修内容】

- ① EXP. J 修繕工事
  - ・ 通路（本館－普通教棟）
  - ・ 通路（本館増築棟－普通教棟）
  - ・ 通路（普通教棟－特別教棟）
- ② 資料館 2 階壁修繕工事
- ③ 完成図面等の作成
  - ・ 採用工法の検討（工法比較案の作成）
  - ・ 復旧図（修繕前後の平面・断面図等）の作成
  - ・ 被害写真（修繕後も含む）の撮影

## 3 業務期間

契約の日から令和 6 年 10 月 31 日まで

※経費の見積りは、修繕内訳書に示す標準修繕期間に基づいて算出すること。

## 4 実施要領

- (1) 受託者は、契約後、修繕内訳書を参考に業務計画（修繕内容、採用工法、復旧図、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。
- (2) 受託者は、修繕に要する資材の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと。

## 5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること。

## 6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 業務の実施において発生する廃棄物は、関係法令を遵守して適切に処理を行

い、マニフェストの写しを提出すること。

- (5) 修繕の状況について、工程ごとに写真を撮影し、工程名、撮影箇所、被害箇所の寸法(巻尺やクラックスケール等を用いて撮影)等を記入し、表紙に業務名、履行期間を記入し、完了報告書と共に提出すること。
- (6) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する。

## 7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

## 8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。